

2017年度 外国人支援団体と弁護士との交流会

外国人の権利に関する委員会

委員 青木 正明 (65期)

幹事 宮本 克 (66期)

幹事 雨宮奈穂子 (65期)

幹事 岸 久美子 (69期)

研修員 針ヶ谷健志 (69期)

1 開会にあたって

2017年12月1日、師走の慌ただしい季節であったが、各種支援団体、人権擁護団体から多数の方々にお集まりいただき、外国人支援団体と弁護士との交流会を開催した。

2 全体講演会「信仰と外国人支援について」

(雨宮奈穂子幹事・岸久美子幹事)

今回の交流会は、「信仰と外国人支援について」とのテーマで、キリスト教（カトリック）とイスラム教の指導者にご講演いただいた。

(1) 宮島牧人氏【日本キリスト教団 原町田教会 牧師】

仮放免の身元引受人として、宮島氏の名前を見たことのある会員は少なくないだろう。

実際のところ、宮島氏は、仮放免の身元引受人を引き受けるだけでなく、牛久及び品川入管に収容中の外国人とコンスタントに面会を続け、被収容者の精神を直接支えている。宮島氏は1日に面会を行う被収容者の数は実に35人、面会時には相手の話をよく聞くということを心がけ、好きな食べ物の話をしたり、歌を歌ったりするという。単に布教活動では語り尽くせない、まさに国境と宗教を越えた人権救済活動であると感じた。最近では、宮島氏の活動は大学生にも影響を与え、難民救済を志望する学生達も被収容者との面会を行っている。

(2) ライス・スイディキ氏【戸田モスク イマーム】

被収容者がイスラム教徒であれば、仮放免中の住所とすることが多い「戸田のモスク」、ライス氏はその責任者かつ指導者である。

ライス氏が来日したのはなんと昭和48年、当時はすぐに渡米するはずが、「日本社会の相互扶助のあり方」に感銘を受け、戸田にモスクを設立し、今日に至る。

イスラム教の教えでは、「仕事がない人」「父がない人」「お金がない人」など、困っている人を助けることが当然の前提であるという。「人を一人殺すこと＝すべての人を殺すこと」であるように、「人を一人助けること＝すべての人を助けること」につながると説く。だからこそ、入管の被収容者ひとりひとりに手を差し伸べる。モスクに来る者には誰にでも門戸を開き、食べ物と寝る場所を施す。

目下のライス氏の願いは、「難民を働かせてほしい」。仮に仮放免で出てこられても仕事ができなければ、経済的困難に陥ることはもちろん、生きる目標も失う。日本の難民制度の問題を突きつけられたような気がした。

3 第1分科会「信仰と外国人支援について」

(宮本克幹事)

第1分科会では、信仰と外国人支援をテーマとして、意見交換が行われた。

最初に、信仰を理由とする差別的取り扱いに関し、個人通報制度の事例について報告が行われた。

その後、仮放免中のムスリムに対する入国管理局の監視体制が近年強まっているとの報告があった。他方、仮放免者全体として、入国管理局による管理体制がより一層強化されている印象があるとの意見もあった。なお、仮放免者については労働が許可されておらず、必要最低限の生活保障がない点について改めて問題提起が行われた。

その後、信仰と外国人支援について情報交換が行われた。各地方教会やモスクから、牧師等が入国管理局に出張し、

被收容者の面談相談をする例、ミサや礼拝を行う例が多数報告された。また、被收容者からは、弁護士、保証人、住所の斡旋を依頼されることが多いとのことであり、支援の内容は多岐にわたっていることが確認された。面談の意義は、宗教活動としての側面よりも心のケアにあるとの意見が印象的であった。

また、被收容者や仮放免者同士は、宗教が異なっているにもかかわらず連帯感があるとの意見があった。他方、支援者側も、モスクで、キリスト教徒の仮放免者を受け入れた例が報告されるなど、宗教の違いを問わず支援している例が多数報告された。

宗教家による外国人支援の実績・意義の大きさが確認されるとともに、人権保障という共通項のもと、様々な支援者が相互に連携して支援にあたることの重要性が感じられ、大変有意義な分科会であった。

4 第2分科会「留学生に関する諸問題」

(青木正明委員)

第2分科会では、昨年に引き続き、日本語学校留学生の教育・生活に関わっておられる各種団体の方々に多数ご参加いただき、留学生の生活状況やトラブルの相談等について活発な事例報告、意見交換が行われた。

とりわけ、近時、日本語学校留学生の不法就労の実態がマスコミ等でも度々報道され、社会的関心も高まっている。本分科会の冒頭でも、当委員会の石部尚委員より、留学生の数は増加の一途をたどる中、出稼ぎを主たる目的とした留学が増加し、不法就労、会社や日本語学校における留学生の不当な取り扱いが横行しているとの問題意識が示され、この点が中心的なテーマとなった。

報告の一例として、留学生の生活状況に関し、長時間労働のため睡眠もほとんど取れておらず、授業中に寝ているため日本語の習得に支障をきたしている、留学生の日本語能力が一向に上がらずコミュニケーションが取れないという問題がしばしば起きているとの報告があった。

また、近時は日本語学校が問題のある留学生に対して厳しい対応をするケースが増えており、警察に逮捕されただけ

でも退学処分とする、転校を一切認めない、前払いした授業料を返さない等の問題が複数報告された。

ところで、これらの法律問題に関して、留学生が自ら関係各機関等に相談に行くことは依然として少ないようであり、周囲の日本人が気づいて相談窓口につなぐというケースが多いとの報告や、弁護士からも積極的に働きかけてもらいたいとの要望があった。今後とも法律相談等の制度の周知活動はもとより、関係各機関と連携を取りながら、より能動的な留学生へのサポートが望まれる。

5 第3分科会「差別とヘイトスピーチ」

(針ヶ谷健志研修員)

第3分科会では、差別とヘイトスピーチをテーマとして、会員からの報告と参加者による意見交換が行われた。

まず、分科会の冒頭、ヘイトスピーチの実態を参加者で共有するため、実際に行われたヘイトスピーチの映像が流された。

次に、当委員会の李世燦委員による基調報告が行われた。報告の内容は、ヘイトスピーチを目の当たりにした方々の聞き取りを行った法務省の調査、人種差別撤廃条約や諸外国におけるヘイトスピーチに関する立法内容、日本のヘイトスピーチ解消法の問題点、関連する裁判例等である。

意見交換では、近年外国人を排除するような傾向がみられるとの意見、ヘイトスピーチに対して恐怖や疑問を感じるなどの意見、ヘイトスピーチを解消するためには教育の役割が重要であるが、現状では十分とはいえない、といった意見が出された。また、ヘイトスピーチに関する立法について、ヘイトスピーチ解消法は不十分な内容を含みつつも、裁判例で言及されるなど一定の成果を上げているとの意見や、本来であればヘイトスピーチ禁止法を制定すべきであるが、これが実現されていないため、自治体においてヘイトスピーチ禁止条例を制定する意義が大きいという意見も出された。

最後に、当委員会の殷勇基委員から、ヘイトスピーチが行われる背景には歴史等様々な事情があること、今後ヘイトスピーチをなくしていくためには、教育を含めた活動が重要になるとの意見が出され、本分科会は終了となった。

2018年度 東弁役員等選挙 次期会長は安井規雄会員

2018年度東弁会長、副会長、監事、常議員及び日弁連代議員の選挙が1月29日に公示され、2月9日に投票が行われた。

東弁会長は選挙が行われた。また、副会長、監事、常議員及び日弁連代議員は定員を超えず無投票となった。

同日行われた日弁連会長選挙（2018年度・2019年度）には、武内更一候補（当会）、菊地裕太郎候補（当会）が立候補し、菊地会員が当会第1位の得票を得た。全国単位会の集計結果により、同候補が当選となった。



2018年度新執行部

東弁役員選挙結果

■会長選挙 投票

当選 安井 規雄（34期） 2408票
次点 富田 秀実（34期） 2126票
投票率55.714% 有権者数8226人

■副会長選挙 無投票当選・立候補届出順

石黒 美幸（43期）
海野 浩之（45期）
市川 充（47期）
坂口 禎彦（46期）
石原 俊也（47期）
道 あゆみ（47期）

■監事選挙 無投票当選・立候補届出順

黒崎 隆（50期）
大八木葉子（50期）

※常議員、日弁連代議員名簿はLIBRA4月号に掲載予定

INFORMATION

「春季法律相談担当者ガイダンス」のお知らせ

下記のとおり、春季法律相談担当者ガイダンスを開催します。

本ガイダンスは、各法律相談センターで相談をご担当いただくにあたっての注意事項、受任審査の手続き、報酬審査基準等について十分なご理解をいただくためのものです。

本ガイダンスの出席状況は、2019年度法律相談担当者の選任において斟酌させていただきます。本ガイダンス及び本年秋に実施予定の秋季法律相談担当者ガイダンスのうち1回以上の出席が無い場合には、担当者に選任されないことがありますのでご承知おきください。

- ※1 開始時刻より10分を過ぎましたら、受付を終了します。10分を超える遅刻は、認められませんので、余裕を持ってご来場ください。
- ※2 当日配布する受講報告書の提出が無い場合、出席とみなしません。

日 時：2018年3月26日（月）午後3時～4時45分／4月17日（火）午後3時～4時45分

場 所：弁護士会館2階クレオ

詳細はこちら <https://www.toben.or.jp/members/iinkai/soudan/news/326417.html>

*問い合わせ先：法律相談課 TEL.03-3581-2206